

新型コロナウイルス感染症の影響による青森市国民健康保険の対応について

1 国民健康保険税の減免

(1) 概要

①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等、一定の基準を満たした国民健康保険被保険者は、国民健康保険税が減免されることとなった。

②保険税の減免は、「国が定める減免基準（下記（2）参照）」に基づき、減免申請日以降に納期限を迎える保険税が対象となる。

③保険税減免総額の6割が災害等臨時特例補助金、残りの4割が特別調整交付金により国から財政支援される。

(2) 国が定める減免基準

該当要件	減免額の算定																				
<p>➢ 次の①又は②に該当する世帯</p> <p>①新型コロナにより、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 全額免除</p> <p>②新型コロナにより、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ次の全てに該当する世帯 ⇒ 減免額を算定</p> <p>✓ 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の3割以上であること。 ✓ 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1千万円以下であること。 ✓ 減少が見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>	<p>＜減免額の計算式＞ 対象保険税額(表1) × 減免割合(表2) = 保険税減免額</p> <p>(表1)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">対象保険税額 = A × B / C</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>当該世帯の被保険者全員について算定した税額</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</td> </tr> </table> <p>(表2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	対象保険税額 = A × B / C		A	当該世帯の被保険者全員について算定した税額	B	世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)	C	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額	前年の合計所得金額	減免割合	300万円以下	全部	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1,000万円以下	10分の2
対象保険税額 = A × B / C																					
A	当該世帯の被保険者全員について算定した税額																				
B	世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)																				
C	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額																				
前年の合計所得金額	減免割合																				
300万円以下	全部																				
400万円以下	10分の8																				
550万円以下	10分の6																				
750万円以下	10分の4																				
1,000万円以下	10分の2																				

2 傷病手当金の支給

(1) 概要

①国民健康保険に加入している被用者のかたが、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった期間について、一定の要件に該当する場合、傷病手当金を支給することとなった。

②傷病手当金の支給は、「国が定める支給基準（下記（2）参照）」に基づき、令和2年1月1日から **規則で定める日※**までを適用期間とし、最長1年6月となる。 **※令和2年12月31日（9月末時点）**

③傷病手当金の支給総額が特別調整交付金により国から財政支援される。

(2) 国が定める支給基準

該当要件	支給額の算定
<p>➢ 次の①、②、③を全て満たすかた</p> <p>①国民健康保険の被保険者で、被用者（給与の支払いを受けているかた）であること。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われるかたで、療養のため労務に服することができなかった期間があること。</p> <p>③労務に服することができなかった期間について、給与等の支払を受けられないか、一部減額して支払われていること。</p>	<p>＜支給額の計算式＞ (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 3分の2 × 支給対象となる日数</p> <p>※1 給与等を受けることができる場合は、支給額が減額されたり、支給されない場合がある。 ※2 1日あたりの支給額には上限がある。</p>

3 国民健康保険税の減免、傷病手当金の支給実績（令和2年9月末時点）

- (1) 減免件数 416件、減免金額 77,323,900円
 (2) 支給件数 0件、支給金額 0円